保育所等転所願

市記入欄

令和　　　年　　　月　　　日

多摩市長　殿

　　　　　 （保護者）住所　多摩市

　　氏名

　　電話

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 生年月日 | 在籍保育所等名 | 希望保育所等（希望の順に記入） |
|  | H・R　 ・　　・　　 |  | 123 |
|  | H・R 　・　　・　　 |  | 123 |
| 転所希望年月日 | 令和　　年　　月　１日 | [ ] 希望月のみの申請[ ] 年度間延長を希望　**→　裏面に続く** |
| 確認・承認事項※□にチェックを入れてください。 | [ ]  転所決定後の辞退は、一切できません（いかなる理由があっても在籍中の保育所等に戻ることはできません）。転所が不要となった場合は、速やかに取下書を提出してください。[ ]  現在、育児休業中の特例保育が適用されている期間中に、転所となった場合は、転所月の翌月１日以前に復職していただきます（復職しない場合、在籍児童は退所となります）。 |
| きょうだい条件※**兄弟姉妹同時に転所申請をしている場合**、または、**上記児童以外に入所申請をしている児童がいる場合**は、下記希望条件選択欄の**①～⑦**の該当する**番号一つ**に☑または○を付けてください。 |
| きょうだいが**同時に転所できる場合のみ、**転所を希望（＝１人でも転所できない場合は、全員転所しない）**①**[ ] **同じ施設のみ、転所希望**別の施設でも転所希望　　**②**[ ] **希望順位よりも、同じ施設の転所を優先****③**[ ] **同じ施設よりも、希望順位の高い施設の転所を優先** |
| きょうだいが**別の月に転所することも可能**同じ施設のみ、転所希望　　**④**[ ] **上の子の転所を優先**（※上の子のみ転所決定する場合あり）**⑤**[ ] **下の子の転所を優先**（※下の子のみ転所決定する場合あり）別施設でも、転所可能　　　**⑥**[ ] **希望順位よりも、同じ施設の転所を優先****⑦**[ ] **同じ施設よりも、希望順位の高い施設の転所を優先** |

下記のとおり転所（転園）したいので、下記確認事項を承認のうえ、願い出いたします。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **祖父母の状況** | 続柄 | 氏名 | 年齢R3.4.1現在 | 居住区分(どちらかに○) | 住所(申請者と別居の場合) | 保育できない理由 |
| 父方 | 祖父 | 　 | 　 | 同居別居 | 　 | 就労・疾病・障害・不存在・他界専業主夫・遠方・その他（　　　　） |
| 祖母 | 　 | 　 | 同居別居 | 　 | 就労・疾病・障害・不存在・他界専業主婦・遠方・その他（　　　　） |
| 母方 | 祖父 | 　 | 　 | 同居別居 | 　 | 就労・疾病・障害・不存在・他界専業主夫・遠方・その他（　　　　） |
| 祖母 | 　 | 　 | 同居別居 | 　 | 就労・疾病・障害・不存在・他界専業主婦・遠方・その他（　　　　） |

表面　年度間延長を希望にチェックいただいた方

保育所等転所願の年度間期限延長に関する確認項目

表面の年度間延長を希望にチェックいただいた方で以下確認項目を

すべてチェックいただくことで保育所等転所願を年度間有効とします。

記

【確認・承諾事項】

以下の事項について、内容をご理解いただきましたら、確認欄に✔を付けてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 確認事項 | 確認欄 |
| １ | この届出により、転所願の有効期限は当該年度末（３月分）までとなります。 | □ |
| ２ | 転所決定後の辞退は一切できません。元の保育所等も退所となりますので、ご注意ください。 | □ |
| ３ | 事情の変化により転所の必要がなくなった場合は、速やかに取下書を子育て支援課まで提出してください。 | □ |
| ４ | 保育所等転所願の取下・内容変更は、毎月１５日（休日の場合翌平日）締めで、翌月分の入所判定に反映します。 | □ |
| ５ | 結果通知は、１回目は転所可・不可のいずれかを通知します。２回目以降については、転所可のみ通知します。 | □ |
| ６ | 転所日は毎月１日（休日の場合翌平日）です。それ以外の日付の設定はしません。 | □ |
| ７ | 現在、育児休業中または自営業の方で育児による休業中の特例保育が適用されている児童が、転所となった場合は、転所月の翌月１日以前に復職していただきます（復職しない場合、在籍児童は退所となります）。 | □ |